

○神河町立小学校特定地域選択制実施要綱

令和8年8月24日
教育委員会要綱第10号

(目的)

第1条 この要綱は、神河町教育委員会(以下「教育委員会」という。)が定める特定地域から町内の他の小学校への就学を認めること(以下「特定地域選択制」という。)により、当該校の教育環境により、豊かな人間性を培うとともに、学校の活性化を図ることを目的とする。

(特定地域)

第2条 前条に規定する特定地域は、神河町立小中学校通学区域に関する規則(平成18年教育委員会規則第1号)別表に定める長谷小学校の通学区域とする。

(対象者)

第3条 対象者は、特定地域に住所を有し、又は住所を有する見込みである翌年度小学校に在籍し、又は転入学する予定の児童(以下「就学予定者」という。)とする。

(学校の選択)

第4条 就学予定者及びその保護者が選択できる学校(以下「選択希望校」という。)は、寺前小学校とする。

(特定地域選択制の条件及び保護者の責任)

第5条 特定地域選択制による就学を希望する就学予定者及びその保護者は、次に掲げる条件の全てを満たしていなければならない。

- (1) 転入学する選択希望校の教育活動に賛同し、協力すること。
- (2) 保護者の責任と負担において、児童が安全に通学できること。ただし、教育委員会が認める通学距離その他の要件を満たす場合は、神河町立学校通学費等の支給に関する条例(平成23年条例第26号)に定める補助金の額の範囲内において、通学費等の一部又は全部を支給することができる。
- (3) 児童が原則として卒業までの間、就学すること。

(就学の時期)

第6条 特定地域選択制による就学の開始時期は、原則として毎年4月1日とする。

(特定地域選択制の申請)

第7条 就学予定者が、特定地域選択制による就学を希望する場合は、教育委員会が指定する日までに教育委員会に指定校変更申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)及び誓約書(様式第2号)を提出しなければならない。

2 申請書を受理した教育委員会は、選択希望校の校長に特定地域選択制を希望する保護者及び就学予定者の氏名等を通知するものとする。

(就学校の決定)

第8条 教育委員会は、前条の規定により提出を受けた申請書及び誓約書に基づき、選択希望校への就学の可否を決定するものとする。

2 教育委員会は、就学を決定したときは、就学校変更許可通知書により当該保護者、選択希望校の校長及び特定地域の校長に通知しなければならない。

(就学の取消し等)

第9条 教育委員会は、許可決定を行った後に、申請と事実が異なる場合、特定地域選択制該当校の校長と協議の上、許可を取り消すことができる。

2 前項の規定により就学の決定を取り消された児童の保護者は、速やかに当該児童をその住所地を校区とする指定学校に転学させなければならない。

(その他の様式)

第10条 この要綱に定める様式のほか、この要綱に必要な様式は、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律(令和3年法律第40号)に基づき、国が定める様式とする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。